

岩田合同法律事務所 ニュースレター 2025 年 10 月

危機管理



弁護士・公認会計士 武藤 雄木

日本公認会計士協会は、2025 年7月 24 日 、「上場会社等における会計不正の動向(2025 年版)」(経営研究調査会研究資料第 12 号)(以下「本研究資料」といいます。)を公表しました¹。本研究資料は、上場会社及びその関係会社(以下「上場会社等」といいます。)が公表した会計不正を集計して近年の動向を取りまとめたものであり、上場会社等において会計不正を予防・早期発見するための取り組みを検討する際に参考になるものであるため、その概要をご紹介いたします。

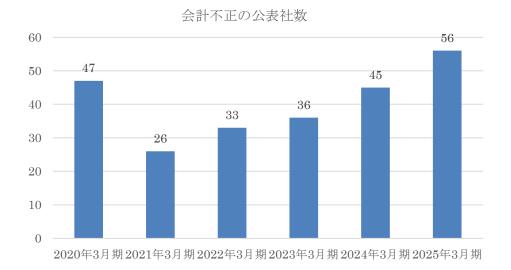
1 近年の会計不正の動向

上場会社等が 2020 年3月期から 2025 年3月期までに会計不正の発覚の事実を公表した件数の推移²は以下のとおりであり、新型コロナウイルスの感染拡大がみられた 2021 年3月期に前年より大幅に減少したものの、その後は年々増加する傾向を示しています。

¹ https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250724jqd.html

² 本研究資料 3 頁及び日本公認会計士協会 2024 年 7 月 16 日付「上場会社等における会計不正の動向(2024 年 版)」 3 頁を基に作成





また、会計不正は、「資産の流用」と財務諸表への影響が一般により大きい「粉飾決算」に分 類されますが、2020 年 3 月以降に公表された会計不正については下表3のとおりそのおよそ 8 割が粉飾決算となっており、その手口は多岐にわたる4ものの、収益関連(売上の過大計上、循 環取引及び工事進行基準)が大きな割合を占めました。売上高の増加は利益の計上に繋がるも のですが、売上高の伸長は企業の成長性を示すものであり、利益の増加に繋がらなくとも不正 に売上高を水増しさせる例もみられるように5、不正実行の誘因が相対的に強くその割合が大き くなるものと思われます。

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
粉飾決算の割	02 004	78.4%	80.4%	70 004	76 604	77 604
合	83.8%	70.4%	00.4%	78.8%	76.6%	77.6%
収益関連の会	26.1%	42.5%	48.9%	38.5%	34.3%	32.2%
計不正割合	20.190	42.5%	40.970	30.5%	34.370	32.2%

会計不正の発覚経路 2

2021年3月期から2025年3月期までに会計不正に関して調査報告書が公表されている事例 のうち、不正の発覚経路が判明しているものについての発覚経路別の割合は以下のとおりであ り6、「当局の調査等」が最も多く(「未公表」を除く割合: 29.7%)、「内部統制等」(同 19.6%)、

6 本研究資料8頁に基づき作成

³ 本研究資料 4~5 頁及び日本公認会計士協会 2024 年 7 月 16 日付「上場会社等における会計不正の動向(2024 年版)」4頁を基に作成

⁴ 本研究資料では、粉飾決算を売上の過大計上、架空仕入・原価操作、経費の繰延べ等、循環取引、在庫の過大 計上等、その他資産の過大計上、工事進行基準、財務諸表の不正な表示、その他に区分している。

⁵ 近時の例として、東証グロース上場会社であった株式会社オルツ(2025 年 8 月 31 日上場廃止)は、2021 年 12 月期から 2024 年 12 月期までの間、広告宣伝費及び研究費開発費の名目で合計約 129 億円を支出し、約 119 億円過大計上された売上高の代金回収に当該資金を充てていたと同社の第三者委員会により認定されています。





「内部通報」(同17.7%)がそれに次ぐ割合となっています。

もっとも、本研究資料は調査報告書が公表された事例を母集団としており、上場企業等において調査報告書を公表するまでの重要性はないと判断したものは含まれないため、一般に経営への影響の程度が大きな当局の調査等を端緒とするものが多くなる一方で、企業の自浄作用が発揮されて対処されたと評価し得る場合には、調査報告書の公表が必要と判断されることが少なくなるものと考えられますので、「内部統制等」や「内部通報」を発覚経路とする割合は実際により大きいものと推測されます。

3 会計不正の予防・早期発見に向けて

本研究資料では、会計不正の発生場所(本社、国内子会社、海外子会社等)や会計不正の関与者の内訳(役員・管理職・非管理職)、関与者の共謀の有無などの調査結果も取りまとめられており、自社の会計不正に関するリスク分析の参考となる情報がほかにも多く提供されています。会計不正による企業価値の毀損を可及的に避けるためには、会計不正についてのリスクの所在・影響度を特定し、その影響度や発生確率を勘案したリスク評価に基づく対策を講じることにより、当該リスクの顕在化を予防し、仮に会計不正が発生しても早期に発見し得る体制を講じることが肝要となりますので、会計不正に焦点を当てた本研究資料は貴重な情報源の一つであり、上場企業等においては、会計不正に関するリスクマネジメントに活用することが望まれます。

_

⁷ 会計不正に限定されたものではありませんが、消費者庁「令和5年度民間事業者等における内部通報制度の実態調査報告書」68頁によると、上場企業・非上場企業合計1万事業者に対するアンケート調査の結果、不正発見の端緒は、「従業員等からの内部通報(通報受付窓口や管理職等への通報)」が最も高く68.4%(複数回答可。以下同じ)、次いで「上司による日常的な業務のチェック、従業員等からの業務報告等」44.8%、「内部監査(自社・自団体の監査部門による監査)」41.9%の順であり、「外部監査(監査法人等の外部機関による監査)」は14.1%、「行政機関の検査・調査」は12.7%であったとされています。



【執筆者】



<u>武藤 雄木</u> (弁護士、公認会計士、公認不正検査士) ymutou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。 2003 年~2006 年中央青山監査法人勤務。 2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。 2015 年~2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。 会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。 創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士(中国法、フランス法、米国法)も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階 岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。